

令和8年度高知県スマート林業研修等委託業務公募型プロポーザル審査要領

令和8年度高知県スマート林業研修等委託業務に関するプロポーザルの審査に関する事項を次に定めます。

1 審査の対象となる事業者

審査は、次の各号をすべて満たす事業者を対象に行います。

- (1) 別途定める「令和8年度高知県スマート林業研修等委託業務プロポーザル募集要領」(以下、「募集要領」という。)に規定する資格要件を満たす参加者
- (2) 募集要領に規定する期限内に、必要な書類のすべてを提出した参加者
- (3) 募集要領により、適正に書類を作成した参加者

2 審査の項目及び点数

審査委員毎の総合点数は 100 点とし、審査項目と項目毎の配点は別紙のとおりです。

3 審査委員会

参加者から提出された企画提案書に基づきプレゼンテーションを行う審査委員会を開催します。

(1) 日時、場所(予定)

① 日時

令和8年5月29日(金)午前9時30分から

② 場所

高知県立森林技術センター会議室(高知県香美市土佐山田町大平 80)

(2) プレゼンテーション

① プレゼンテーションの時間は1社 30分とします。

② 出席者は1社3名以内とします。

③ 順番は別途お知らせします。

④ 各社のプレゼンテーション終了後、審査委員からの質疑の時間を設けます。

4 審査の方法

(1) 審査委員会では、提出された企画提案書と、審査委員会におけるプレゼンテーションに対する審査を行います。

(2) 各審査委員は、プレゼンテーションと質疑の終了後、別途定める「審査基準」に基づいて審査を行います。

(3) すべての参加者の審査が終了したときには、各審査委員の審査結果を集計後、候補者と次点者を決定します。

(4) 審査の結果、最高点の者が同点で2者以上ある場合は、経費見積が安価な者から順に候補者と次点者を選定します。

(5)上記(3)、(4)にかかわらず、総合評価が40点未満の場合は、候補者又は欠点者として採点しません。

別紙

審査基準

審査の項目		審査の視点	配点	
1 実施体制 30点	県が推進する施策への 施策への取組	・高知県ワークライフバランス推進企業の認証 ・こうち男性育休推進企業の登録 等	10	
	専門技術力	・業務を確実に遂行するための同種業務の実績の有無 (同種業務とは森林部門業務に関する業務とする。(森林GISの操作支援に限るものではない。))	15	
	業務遂行力	・業務の進捗に合わせた打合せが計画されている等、円滑に業務の遂行するための体制の有無	5	
2 提案内容 60点	研修会開催	GIS	・研修会開催が、発注者が求める内容(企画提案書作成要領6を満たしているか。 ・また、開催場所や時期、開催回数などが妥当な内容になっているか。	20
		林内調査 機器等	・研修会開催が、発注者が求める内容(企画提案書作成要領6を満たしているか。 ・また、開催場所や時期、開催回数などが妥当な内容になっているか。	20
		研修受講 生のニー ズ	・研修受講者の状況や環境を理解し、研修受講者のニーズに応えられるような内容となっているか	10
	研修受講生 へのアフタ ーフォロー	効率性 継続性 満足度	・研修受講生へのアフターフォローが、支援者と利用者の双方の立場にたって、効率的かつ継続的に支援する仕組みになっているか。	10
3 見積経費 10点	見積経費	・提示があった見積経費により評価	10	